|  |
| --- |
| 環境への負荷の低減に関する指針　新旧対照表 |

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| １　有害な物質の使用の回避 | １　有害な物質の使用の回避 |
| (1)　原材料の選択物の製造に用いる原料には、より有害性の低い原料を選択すること。 | (1)　原材料の選択物の製造に用いる原料には、無害な原料又はより有害性の低い原料を選択すること。 |
| (2)　（略） | (2)　（略） |
|  |  |
| ７　エネルギーの有効活用 | ７　エネルギーの有効活用 |
| 　(1)　（略） | 　(1)　（略） |
| (2)　再生可能エネルギー等の活用太陽光発電等の再生可能エネルギー等の積極的な活用を図ること。 | (2)　新エネルギー等の活用太陽光発電等の新エネルギー等の積極的な活用を図ること。 |
|  |  |
| ９ 公共用水域の汚濁負荷の低減等 | ９ 公共用水域の汚濁負荷の防止 |
| (1)　排水の測定及び記録公共用水域に排出される排水の規制基準が設けられている項目（当該項目に係る物質を使用していない場合等、排出されるおそれがないものを除く。）について、定期的に排水の汚染状態を測定し、その結果を記録すること。また、可能な限り汚濁負荷の低減に努めること。(2)　生活排水の適切な処理し尿その他の生活に起因する排水を公共用水域に排出する場合は、排出する水域に応じ、[別表](http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/laws/kogaiteigen_s/attach01.htm)に定める構造を有する合併処理浄化槽により処理すること。　(3)　プラスチックの流出防止公共用水域にプラスチックが流出することによる汚染を防止するため、樹脂ペレットを使用等する場合にあっては、次により環境中に樹脂ペレットが漏出することのないようにすること。　　ア　管理体制の整備　　　　樹脂ペレットの取扱いに関する作業管理マニュアルを策定し、その内容に基づき従業員等に対し教育を行うとともに、マニュアルの周知徹底を図ること。　　イ　こぼれ対策及び清掃等の徹底作業に伴い樹脂ペレットがこぼれることのないよう、使い残した樹脂ペレットを保管する際には容器又は包装の口を塞ぐ等、注意して作業を行うこと。また、樹脂ペレットがこぼれた場合には、速やかに清掃及び捕集を行い、樹脂ペレットを回収すること。　　ウ　委託処理時の対応外部事業者に処理を委託する場合には、袋の破損等により樹脂ペレットが漏出することのないよう、適切な取扱方法について取決めを行うこと。　　エ　捕集設備の設置こぼれた樹脂ペレットが外部に漏出するおそれのある排出溝及びピットには、網状のスクリーン等の適切な捕集設備を設けること。 | (1)　排水の測定及び記録公共用水域に排出される排水の規制基準が設けられている項目（当該項目に係る物質を使用していない場合等、規制基準を超過するおそれがないものを除く。）について、定期的に排水の汚染状態を測定し、その結果を記録すること。(2)　生活排水の適切な処理し尿その他の生活に起因する排水を公共用水域に排出する場合は、排出する公共用水域の利用の態様等に応じ、[別表](http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/laws/kogaiteigen_s/attach01.htm)に定める構造を有する合併処理浄化槽により処理すること。 　（新規） |
|  |  |
| 12　遺伝子の組換えを行う作業に伴う環境負荷の低減 | （新規） |
| (1)　排煙、排水等の適正処理　　遺伝子組換え生物等（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第２条第２項に定めるものをいう。）の環境中への流出を防止するため、遺伝子組換えの作業に伴い発生する排煙、排水等について、適正に処理すること。(2)　処理施設の維持管理　　(1)の規定による処理を行う施設については、機能を適正に維持するため、定期的に保守管理を行うこと。 |  |
|  |  |